

第14/15回まとめ 後期試験問題の特徴と対策

社会保障 II

1月24日

2限目 10:40 ~ 12:10

講義室 304

担当：原 俊彦

1

1

今日のお話

最終回なので、後期試験問題の特徴と対策についてお話し、後期の社会保障IIのまとめとします。

なお、教科書の第6章の諸外国における社会保障制度は時間の都合もあり割愛しますが、諸外国の制度を眺めてみることで、日本の制度の特徴が逆にはっきりしてくるので、よく読んでみてください。

2

2

1. 後期試験問題の構成

・後期試験問題は全部で10問。5つの選択肢から、もっとも正しいものを1つ選び、番号を記入する方式

・過去問から5題：内容、正解は同じだが、選択肢の順番は入れ替えるので、正しい番号を記入すること。つまり、過去問全部（配布）やっておけば50%は確実に取れる。

・過去問と同じような問題をリアクションペーパーから出す。リアクションペーパーのまとめを読んでチェックしておけば、1問以上は当たるはず。

3

2. 後期試験問題の特徴と対策 2-1. 後期試験問題の範囲

教科書の第5章社会保障の体系 (p.114—p.237)

★第6章の諸外国における社会保障制度は、過去問R2R4には出題されていないので入れない。

4

2. 後期試験問題の特徴と対策 2-2. 後期試験問題の解答のコツ

●前期試験問題の範囲は、社会保障制度の総論・概論にあたるため、理念や歴史的経緯に関するものが多く、明らかに間違っている選択肢を削って行き、残った選択肢の中からそれらしいものを選ぶ「**邪魔者は消せ（消去法）**」方式が有効だった。

●後期試験問題の範囲は各論になるため、正解はこれしかないと思える選択肢を探す「**真犯人はおまえだ（直感的決め打ち）**」方式が有効だと思う。

★2つ以上あったら、1つに絞る

★着眼的には真偽を判定できないような選択肢は×だと考えれば良い。

5

2. 後期試験問題の特徴と対策 2-4. 過去問R2からR4の学び方

全部は無理なので、R2のみ、みんなでやってみよう。
★R3R4は、自分でやってみること。以下のやり方で全問正解を目指そう。

【やり方】：

①何もみないで、ファイナルアンサーのつもりで正解を選ぶ。

②アタリを確認。解説の○の理由をRAPまとめや教科書で確認。

③ハズレを確認。解説の×の理由をRAPまとめや教科書で確認。④②と③で気になることがあればRAPまとめや教科書で確認。

6

3. 過去問のCheckと解説 (R2 : 5問)

問題 51 医療保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。(第33回(令和2年度)社会福祉士国家試験)

1. 国民健康保険には、被用者の一部も加入している。
2. 医師など同種の事業又は業務に従事する者は、独自に健康保険組合を組織することができる。
3. 協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)の保険料率は、全国一律である。
4. 健康保険の被扶養者が、パートタイムで働いて少しでも収入を得るようになると、国民健康保険に加入しなければならない。
5. 日本で正社員として雇用されている外国人が扶養している外国在在の親は、健康保険の被扶養者となる。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる!

7

3. 過去問の解説

問題 51 ⇒後期 第5章 第1節 医療保険制度の概要

R2/51【正解】1

【解説】

1. 事業主が被用者健康保険(健康保険)に加入していない場合などは国保に加入するしかないので○。
2. 国保の方でそのようなことはあるが、一般的ではない。
3. 協会けんぽは中小企業など零細な事業主が多く、保険者は1団体のみ、公費の投入16.4%もあるが、保険料率は都道府県単位:10%程度(バラツキがある)ので×。
4. 一定の上限を超えない限り(130万円の壁)＝被扶養者から外れない限り、国保に切り替える必要なし。×
5. 健康保険の給付対象者は日本在住者のみなので、×。

8

3. 過去問の解説

問題 51⇒第4回【医療保険制度の沿革と概要】日本の医療保険制度の歴史の変遷、全体像、第5章第1節医療保険制度の概要(1)公的医療保険の体系(2)公的医療保険の類型p.114-123

●リアクションペーパーII#4

1. 公的医療保険の体系と沿革

□日本ではすべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、保険料を納めることで、すべての保険医療機関で医療サービスを受けることができる国民皆保険(1961:S36年)が実現。しかし歴史的な経緯から一元的な制度体系にはなっていない。

□日本の公的医療保険には①職域保険(被用者保険、組合+協会+共済(健康保険:健保)②地域保険(国民健康保険:国保)③後期高齢者医療保険(75歳以上)がある。①と③以外のすべての人の受け皿が②。生活保護受給者などを除き、すべての人はいずれかに加入する義務あり(国民皆保険)。

9

3. 過去問の解説

問題 51 ⇒浮かんできた関連質問

1. 国民年金の加入年齢は20歳から60歳まで、だったら国民健康保険は?

後期高齢者医療保険の対象者の75歳以上の除く全年齢(つまり75歳未満は全員)＝子どもは? 親などの加入者の被扶養者として、親の国民健康保険に加入している。職域保険(被用者保険)の人は地域保険(国民健康保険:国保)に入る必要はない。

2. ここでいうすべての国民は、外国人も含む日本在住のすべての人では?

国民健康保険加入者が海外に短期渡航した際の海外療養費支給制度があるので各市町村の保険担当課にお問い合わせ下さい。市町村の住民登録を抹消している場合は、被保険者ではなくなりますので必要な方は民間の医療保険に加入することになります。(外務者のHP)

★外国人も住民登録していれば、原則:日本人と同じ。つまり、外国人でも短期滞在者は除くという訳だ。

10

3. 過去問の解説

問題 52 事例を読んで、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕運送会社で正社員として働いているFさんは、合理的な経路及び方法により通勤中、駅の階段で転倒し、負傷した。

1. Fさんの負傷は業務災害ではないので、労災保険の給付は行われない。
2. Fさんの雇用期間が6か月未満である場合、労災保険の給付は行われない。
3. Fさんが療養に係る労災保険の給付を受けられる場合、自己負担は原則1割である。
4. Fさんが療養に係る労災保険の給付を受ける場合、同一の負傷について、健康保険の療養の給付は行われない。
5. Fさんの勤務先が労災保険の保険料を滞納していた場合、労災保険の給付は行われない。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる!

11

3. 過去問の解説

R2/52【正解】4

⇒後期:第5章 社会保障制度の体系 第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要

【解説】

1. 例文から通勤災害であることは間違いないので、×。
2. 労災は常勤・臨時雇用・パートタイム・アルバイトなど雇用形態や雇用期間にかかわらず、すべてに適用される。×
3. 労災による診療は自己負担なし(通勤災害は200円を超えない範囲で自己負担あり)×
4. 労災と健康保険は並び立たず。健康保険で払ってしまった後で労災に切り替えるとなると返金の手続きなどが大変という話を講義でしている。○
5. 労災保険の保険料徴収は都道府県・市町村の責任であり、事業主が滞納していても被保険者に責任はないので×。

12

3. 過去問の解説

問題 52 ⇒ 第9回【労働者災害補償制度の概要】目的・対象・給付の内容・財源構成第5章社会保障制度の体系 第4節労災保険制度と雇用保険制度の概要 1. 労働保険制度の概要 2. 労働者災害補償制度 p.195-205

●リアクションペーパーII#9

- 労働者を1人でも使用するすべての事業所は強制加入が原則
- 適用事業所で使用される労働者は、常勤・臨時雇用・パートタイム・アルバイトなど雇用形態や雇用期間にかかわらず、すべてに適用される（バイトも可と覚えると良い）。
- 中小企業の企業主とその家族従業員や一人親方（大工・左官・個人タクシー・フリーランス）、海外派遣者などを対象とした特別加入制度がある。近年はギグ・ワーカーなどの個人事業主も特別加入が可能。
- 労災認定は労働者の申請に基づき労働基準監督署が行う（申請主義・労基署の認定が必要）★**燃っていると損するので要注意!**
- 労災保険の財源は事業主が納める労災保険料のみである。業務災害に対する補償の責任は全面的に事業主にあり、労働者にはないとの考えから、労働者の負担はない（健康保険などの違い）、また国庫負担もない。

13

3. 過去問の解説

問題 52 ⇒ 浮かんできた関連質問

1. 労災の適用条件には雇用期間や労働時間などの制限はないのか?

雇用保険制度の適用条件=1週間あたりの所定労働時間が20時間以上で、31日以上の雇用見込みがある場合（残業などで20時間以上はダメ）⇒労災の適用除外条件は特になし（ただし労働基準監督署が労災と認定しないとダメ）⇒つまり、労災は常勤・臨時雇用・パートタイム・アルバイトなど雇用形態や雇用期間にかかわらず、すべてに適用される。★ただし、対象外：国家公務員・地方公務員は別途、災害補償法がある。

2. 通勤労災の基準は?

「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して」という条件を満たすかどうかのポイント。通勤の途中で通常ルートを外れて寄り道するとダメ! ★帰宅途中の飲酒による事故もダメ! ただし、日常的に必要な逸脱（通院・日用品の買い物・教育訓練・選挙権の行使・配偶者や子の介護）はOK。

14

3. 過去問の解説

問題 53 障害児・者に係る現金給付に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 出生時から重度の障害があり、保険料を納めることができなかった障害者は、保険料を追納した場合に限り、障害基礎年金を受給することができる。
2. 在宅の重度障害者は、所得にかかわらず特別障害者手当を受給できる。
3. 障害厚生年金が支給される場合、労働者災害補償保険の障害補償年金は全額支給停止される。
4. 特別児童扶養手当を受給している障害児の父又は母が、児童手当の受給要件を満たす場合には、児童手当を併せて受給できる。
5. 障害児福祉手当は、重度障害児の養育者に対し支給される手当である。

★**上から読んで行くので、○だとと思ったら手を上げる!**

15

3. 過去問の解説

R2/53【正解】4

⇒後期 第5章 社会保障制度の体系 第6節 社会手当制度の概要

【解説】1【障害基礎年金】加入期間にかかわらず定額、2級は満額の老齢基礎年金と同額。1級は2級の25%増。子ども（18歳未満または20歳未満で障害年金1級または2級の者）がいる場合は加算。配偶者加算はなし。要するに国民年金は20歳から60歳まで全員強制加入だが、保険料を払えない人からは取れない（取れない）のが原則。障害基礎年金も同様。× 2. 所得制限あり。受給資格者（特別障害者）の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されない（加算金なので所得制限は必要）× 3. 障害厚生年金と障害補償年金（労災年金）を受け取る場合、労災年金の額は減額され支給されることになっている× 4. 別の制度なので、児童手当と一緒に支給可能○ 5. 所得制限あり。受給資格者（重度障害児）の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されない。無条件で支給されるわけではないという意味では×

16

3. 過去問の解説

問題 53 ⇒ 社会保障II 2023年12月20日（水）2限目 10:40～12:10 講義室 304第12回【社会手当制度】社会手当制度の概要、児童手当、児童扶養手当等 第5章 第6節 社会手当制度の概要 (1)社会手当制度の概要(2)児童手当(3)児童扶養手当制度 (4)障害児・障害者に対する社会手当等 P.222-225

●リアクションペーパーII#12

- 社会手当制度には、児童手当、児童扶養手当（母子父子家庭）、特別児童扶養手当（障害児・障害者）がある。
- 特別児童扶養手当は精神又は身体に障害を有する児童（20歳未満）の養育者に支給。障がいの程度により特別児童扶養手当（障害1級月5.3万円・2級3.5万円）、障害児福祉手当（重度）（月1.5万円）、特別障害者手当（最重度）（月2.8万円）があり、さらに障害基礎年金の受給権のない障害者には、特別障害者給付金（障害1級月5.3万円・2級4.3万円）が支給される

17

3. 過去問の解説

問題 53 ⇒ 浮かんできた関連質問

1. 障害児福祉手当の受給条件?

障害児福祉手当の対象者は日常生活で常時介護を必要、重度の障がいがあり（詳細な一覧表あり）20歳未満の人。適用除外：1 障害を支給事由とする公的年金を受けているとき(障害厚生年金など) 2 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所しているとき(障害児、児童養護施設、乳児院、障害者支援施設、入所施設など) 3. その配偶者または扶養義務者の前、手当を受ける人年の所得が一定金額を超えるとき。

2. 生活保護と社会手当の関係はどうなっているのか?

生活保護を受けていても各種の社会手当（児童手当・母子手当・障害児福祉手当など）は受給できるが、すべての資産・収入は所得として認定されるため、世帯が必要とする毎月の生活保護基準に照らし保護費が減額される。しかし社会手当に対応した各種の加算（母子加算など）などがあり、それなりに救済される仕組みになっている。個々の併給条件などについては、厚生労働省からの通達（連絡）で決まる。基本的には手当で十分暮らせるのなら保護費ゼロとなり、生活保護は打ち切りとなる。

18

3. 過去問の解説

問題 54 事例を読んで、Gさんが受けられる社会保障給付等に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕Gさん(35歳、女性)は民間企業の正社員として働く夫と結婚後、5年間専業主婦をしていたが2019年(令和元年)に離婚し、3歳の子どもと二人で暮らしている。飲食店で週30時間のパートタイムの仕事をしており、雇用保険の加入期間は1年を過ぎた。しかし、店主の入院により飲食店は営業を休止し、Gさんは休業を余儀なくされている。

- 1.Gさんは、婚姻期間中の夫の老齢基礎年金の保険料納付記録を分割して受けられる。
- 2.Gさんが児童扶養手当を受給できるのは、子が小学校を卒業する年度末までである。
- 3.Gさんが母子生活支援施設に入所した場合、児童扶養手当を受給できない。
- 4.Gさんは、休業期間中の手当を雇用保険の雇用継続給付として受給できる。
- 5.Gさんが解雇により失業した場合、失業の認定を受けて雇用保険の求職者給付を受給できる。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる!

19

3. 過去問の解説

R2/54【正解】5

⇒後期 第5章 社会保障制度の体系? 網羅的なので、ちょっと、難しいが【解説】

1. 老齢年金記録ではなく、厚生年金記録×
2. 児童扶養手当の支給対象者は高校を卒業するまでの子どもを育てている人。×
3. 子どもが養護施設に入所した場合はもらえないが、母子生活支援施設なので、子どもと一緒にいると考えればもらえるはず。×
4. もっともらしいが雇用継続給付は、高齢者雇用継続給付(高齢者の再雇用支援)と介護休業給付(介護のために休業する人の支援)しかない。×
5. 一般的に考えて、解雇により失業した人に求職者給付(失業手当)がでなかったら制度自体の意味がないので、これが正解。ただし、雇用保険の加入期間は1年を過ぎたとあるので問題ないが、強制解雇の場合でも通算6ヶ月、通常は1年以上の加入期間が必要)。

20

3. 過去問の解説

問題 54 ⇒適当なRAPは見つからないのでグーグルで個別にあたるしかない。

1. 専業主婦(第3号被保険者)の方で、平成20年5月1日以降に離婚等をした人は、請求により平成20年4月1日以降の婚姻期間中の相手方の厚生年金記録を2分の1ずつ、当事者間で分割できる制度があります。「3号分割制度」は合意の必要はありません。老齢年金記録ではなく、厚生年金記録なら○の可能性もある?

2. 児童手当の給付対象年齢は中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育し、生計を同じくする父母等。児童扶養手当(母子父子家庭)は高校を卒業する(18歳に達する日以後の最初の3月31日)まで。特別児童扶養手当は精神又は身体に障害を有する児童(20歳未満)の養育者に支給。ややこしいな!

5. 雇用保険の給付条件:雇用保険は労働者を支援するための重要な制度であり、企業や個人事業主は適用要件を満たす場合には加入が義務付けられている。加入条件は1ヶ月以上働く見込みがある、週の所定労働時間が20時間以上、学生でないことの3つです要件をクリアした労働者は、雇用保険に加入する義務があります。

21

3. 過去問の解説

問題 55 国民年金に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 国民年金の第一号被保険者の保険料は、前年の所得に比例して決定される。
- 2 障害基礎年金を受給している、国民年金の保険料納付は免除される。
- 3 学生納付特例制度の適用を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されない。
- 4 自営業者の配偶者であって無業の者は、国民年金の第三号被保険者となる。
- 5 障害基礎年金には、配偶者の加算がある。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる!

22

3. 過去問の解説

R2/55【正解】2 ⇒第5章 社会保障制度の体系 第3節 年金制度の概要

【解説】1. 国民年金は20歳から60歳までの国民すべて強制加入で、第一号被保険者の保険料は収入に関わらず一律定額。第二号(厚生年金)被保険者は前年度の標準月額報酬×保険料率に応じた金額、第三号(厚生年金加入者の配偶者)被保険者はなし。だから×。2. 障害基礎年金などは障害のある人=勤労することが困難=国民年金の保険料納付は免除される。すべて強制加入なので、逆に取れない人から取らないという訳。○。3. 受給資格期間には算入されないのであれば、学生納付特例制度の意味ないから×。ただし、資格期間には算入されるが、その期間分の納付が免除される訳でない。4. 第三号(厚生年金加入者の配偶者)被保険者は保険料納付の必要なしなのに、第一号(国民年金加入者)の配偶者は、独自に保険料を納付する必要がある、不公平だと長年にわたりモメているので、×。

5. 障害基礎年金には子どもの加算はあるが配偶者加算はない。これに対し、障害厚生年金には子どもの加算はなく、一級と二級には配偶者加算があるが三級にはない。ややこしい話だが、多分、予算の関係ではないか?

23

3. 過去問の解説

問題 55 ⇒【年金保険制度の沿革と概要】公的年金制度の目的、対象、給付内容、財源構成 第5章 社会保障制度の体系 第3節 年金制度の概要 (1)年金制度の概要と沿革 p.158-162

●リアクションペーパーII#1#2

□日本の年金制度は、日本国内に居住するすべての成人(20歳以上)が強制加入する国民年金(基礎年金)と被用者の多くが加入する厚生年金(報酬比例)の2階建て方式。

□支払った保険料に応じ高齢・障害・遺族になった場合に支給される。

□国民年金の第1号被保険者(主に非被用者、保険料定額)、第2号被保険者(被用者、保険料は厚生年金と合わせて報酬比例)、第3号被保険者(被用者の被扶養配偶者 年収130万円未満: 年収130万円の壁、保険料は支払わなくて良い)。

□日本国内に居住するすべての成人(20-60歳未満)は国民年金に被用者はさらに厚生年金に加入。外国人も含め日本国内に居住する場合。

24

お知らせ

- ・ 2023年度後期授業評価アンケートの実施：講義終了日に10分程度。学生の入力締切：2024年2月2日
- ・ 定期試験：2024年2月7日(水)11時10分～12時40分
- ・ 採点：当日の午後の予定
- ・ 60点以下は再試になります。

25